

藤元議員 それでは、6点について質問させていただきます。最初に役場庁舎建て替え位置についてであります。この庁舎建て替えの件については、建て替え位置についてはもちろんですが、町民の皆さんからも建て替えそのものも含めて、さまざまな意見をお聞きします。「私ら、よいよ生きとんのに役場だけ立派にしてどうするんな。」「旧の海部病院は、まだ上等やのに使わなもったいないと違うか。」「人口が減り財政的にも厳しいのだからコンパクトのもので良いのではないか。」「役場が辺鄙なところでは困るので中心地が良いのではないか。」等々です。また、牟岐町商工会青年部からは、経済悪化に歯止めをかけるためにも旧海部病院を庁舎として利用すべきではないかとの意見も出されています。町長も旧海部病院の有効利用を公約に掲げていたということもあるかと思いますが、旧海部病院への移転についてのメリット、デメリットを挙げながらも所信表明でも議員に対する答弁でも旧海部病院への庁舎移転にこだわりがあるように感じます。もちろん、旧海部病院の有効利用は当然でありますし、経済の低迷が続いている牟岐町の現状において、役場庁舎をどこに置くかということは大変重要であることは間違いないことであり、熟慮すべきは当然であります。ただしかし、東日本大震災後、なかなか復興が進まない現地の状況。行政の果たさなければならない役割の重さ。そして、迫りくる巨大地震津波を考えると、4月25日に牟岐町役場庁舎耐震化・移転等検討委員会が出した「津波浸水区域外で中心部から遠くない場所に移転すべきだ」とする結論は、さまざまな意見を考慮した妥当な判断であると考えますし、示された具体的な位置についても早急にすべきだというふうに考えます。11月24日開催の特別委員会での町長の発言から心境の変化は感じとられましたけれども、この間、配布された「広報むぎ」での所信表明や新聞記事からは、町民の皆さんに、現時点の町行政の方向性が伝わっていません。この際、検討委員会の結論を尊重し、旧海部病院への移転はあきらめ、検討委員会が示した位置について、前向きに検討するということをも明言すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。また、ここまでくれば、いつ頃までの完成を目指すのかということも明らかにしても良いのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。つぎに南海トラフを震源とする巨大地震津波対策についてであります。この件については、今年9月議会におきましても、燃料確保の重要性、罹災証明の早期発行の準備に関して、牟岐町の大きな課題だということで質問させていただいたところですが、今回は空き家対策と避難所についての2点について質問させていただきます。空き家対策と言いますと、空き家を有効利用し、移住者や交流人口を増やし、町の活性化に活かすという取り組みと、管理されない空き家を減らし防災対策に活かすという両面があります。今回は防災上の観点から放置されている空き家対策に絞って質問させていただきます。この空き家ですが、高齢化の進行とともに

に増える傾向にあり、近所の関係者の方が住んでいれば一定の管理がされますが、そうでない場合は放置されることとなります。放置されると庭の草木が伸び放題になるなど、隣近所に迷惑をかけるということになりますし、小動物の繁殖地になり保健衛生上問題になることもあります。そして、震災時に倒壊すれば、通行の障害になり助かる命が失われることにもつながるということになります。本町としても防災上放置された空き家を減らすことは大事な課題の一つだと思います。町は、この対策として、平成25年9月に「牟岐町空き家等の適正管理に関する条例」を制定しましたし、老朽化住宅の解体費用の助成事業にも取り組んできました。国においても全国的に空き家が増える傾向にあることから平成27年には「空き家対策特別措置法」を制定しました。法は罰則を伴い強制力を持つものでありますが、しかし、実際は難しい課題があり、なかなか前に進まないというのが実態であります。そこで伺います。最初に本町には何戸の空き家があるのか伺います。実は同じ質問を平成24年12月議会でもしてまして、当時の総務課長からは、空き家数は177軒で、そのうち125軒は連絡が取れないし返事がないとのことでした。そして、本年3月議会において横尾議員の質問に対し、町長は空き家件数は236件と答弁しています。その後も調査をされていると思うので最新の数字を示していただきたいと思います。つぎにそのうち放置されていて危険だと思われる空き家数、そして、条例制定後の成果はどうかということをお伺いします。つぎに先程の数字でもわかるように、ここ数年でも空き家の数が増えています。この空き家の増える原因ですが、ひとつは解体に多額の費用がかかること、ふたつ目に空き家を解体し更地にすると優遇措置がなくなり固定資産税が大幅に増えることが言われています。このことは、どこの自治体も同じであり、自治体によっては、固定資産税を一定期間減免したり、自治体が解体費用を負担し、代わりに土地を譲渡してもらうなどの思い切った対策を講じているところもあります。本町においても今のままでは放置された空き家が増えるばかりです。この際思い切った対策を講じるべきだと思いますが、どういう考えなのでしょう。つぎに避難所は足りているのかという質問です。いろいろな言い方がありますので、緊急避難所を一時避難所、しばらく滞在する避難所を二次避難所との呼び方で質問させていただきます。平成26年12月作成の「牟岐町地域防災計画」によりますと、私たちがこれから経験するであろう南海トラフを震源とする巨大地震津波により予想されている本町における建物全壊・焼失棟数は2,300棟、死者は810人から1,000人と想定されています。また、避難者は、当日2,000人、1か月後は930人と想定しています。ただ、計画策定時より人口が減少しているので、人口を12月1日現在の人数に直して計算し直しますと、当日避難者は1,745人、1か月後においても811人が避難生活を送っていると想定されているという

ことであります。平成26年3月作成の津波避難マップには、一時避難所（緊急避難所）として61箇所が表示されていますが、昨年9月議会において、森議員の質問に対し、当時の総務課長は、一時避難所は87箇所と答弁しています。一時避難所は計画作成時から増えたのかというふうに思いますが、現時点で正確な一次避難所の数をお示しくください。二次避難所の数についても同答弁で39箇所と答弁しています。この数字は計画書の7編、資料編33ページの二次避難所一覧の数字をそのまま使ったものだと思います。ただ、この数字には浸水地域の避難所も含まれており、津波襲来時には使えない避難所も数に含まれているということになります。巨大地震津波発生時、二次避難所としているのは何箇所なのか正確にお示しくください。つぎに一時避難所については、避難路、手すり、食料の備蓄などの整備はかなり進んできたと思いますが、今後どのような課題があると考えているのかお伺いします。つぎに二次避難所での生活は、仮設住宅や親類宅、民間賃貸住宅などに移り住むまで続くということになりますので、かなりの期間そこで暮らすということになりますし、一人当たり最低でも2㎡の広さが必要とされています。現在、二次避難所として考えられているところで、これだけの人数の方々の避難生活は可能というふうに考えているのか、足りると考えているのかお伺いします。また、二次避難所については、住民の皆さんに知らされていないのではないのでしょうか。何らかの形で知らせる必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。つぎの質問に移ります。浄化槽の普及についてであります。浄化槽の設置・普及は、個々の家庭の生活を快適にするとともに、排水を浄化し、綺麗で自然な海を取り戻すことにつながります。漁業を発展させなければならない本町にとって浄化槽の普及は、大変重要な課題ではないのでしょうか。しかし、残念なことに近年、浄化槽の普及は頭打ち状態にあります。10年ほど前は、年間30基を超えて設置されていましたので、その当時と比べると一年間の設置数は3分の1ほどに減ってきています。設置が十分進んだ結果というなら仕方がないのですが、県の平成27年度末現在の資料では、浄化槽人口普及率が50.8%ということですので、まだまだ普及の可能性があるということです。なぜ、頭打ち状態になっているのか、業者の方にもお聞きしますと、一つは高齢化の進行により、「もう先が短いので」というふうに言われるそうです。もう一つは家屋が混んでおり設置場所がないということです。この設置場所がないというのが一番の障害になっているようであります。先程の防災対策のところで質問しましたが、空き家対策がうまくいけば空き地が生まれ、所有者との話がまとまれば、浄化槽の設置の可能だということになります。とにかく工夫して普及してほしいと思いますが、今後どのように普及を考えているのかお伺いします。つぎに職員の残業時間の改善、処遇の改善についてお伺いします。この件については、昨年12月議会、本年6月議会でもほ

ば同じような質問をさせていただきました。ことは教員の健康にかかわることでもありますし、子どもたちにも影響を与える問題でもあるので、いつまでもこのような状態を放置するわけにはいかないという思いで繰り返し改善を求めているわけであり、教育長は、現在の教員の置かれている状況を認識しており、「学校行事の見直しや会議・事務の効率化、また、『ノー部活動デー』を設けるなど、適切な対応を図るよう指示しています」と答弁してきました。確かに教育委員会や学校だけで改善できることは限られるかもしれませんが、しかし、改善できることもあるはずで、教育委員会の指示を受け、今日まで改善されたことがあるのかどうかをお尋ねし、つぎの質問に移ります。つぎに役場庁舎内の受動喫煙対策についてお伺いします。この件につきましても、一年前の12月議会でも質問させていただいています。受動喫煙の害は明らかであり、法律が出来ようが出来まいが、分煙をきちんとすべきだと考えます。ましてや「保養と健康の町」をコンセプトとした町づくりを考えている牟岐町としては、直ちに実行すべきではないでしょうか。当時の総務課長は、役場出入口での喫煙は見苦しいので、今後、適切な場所に喫煙所を設置する方向で検討したいと答弁しています。その後、どのような結果になったのかお伺いし、最後の質問に移ります。タクシー利用助成事業についてお伺いします。海部病院の安全な高台への移転。このこと自体は喜ばしいことではありますが、このことにより患者さんが病院に行きづらくなり受診抑制になるようなことがあってはなりません。その意味では、今回の助成事業は、そうならないため一定の役割を果たしてきたというふうに思いますが、事業開始から半年以上が過ぎましたが、事業の検証をする必要があるというふうに考えます。それは、相変わらず高齢者の皆さんなどから「大変行きづらい」というふうな声を耳にするからです。確かに80歳以上の高齢者でなくても体の不自由な人はたくさんおいでますので、そういうふうを感じるのには普通ではないか、当たり前ではないかというふうに考えるわけです。先程の話しでは、人数を上げると財政的に非常に大変だという話がありましたけど、もちろん、それは考慮しなければなりません。この事業を一年やってみて、いろいろ検証するというので始まりましたので、ぜひそこらもまだまだ行きづらいという声が続いているということで、認識していただいて、例えば、2級、3級の障害者手帳を持っている方とか、そういう方は一見、見てわからないけども、非常に歩くのが不自由な方とかそういう方もおいでますので、ぜひそこらも検討していただいたらというふうに思います。以上で質問を終わります。

枅富議長 福井町長。

福井町長 議員のご質問のうち、教員の残業時間の改善については、教育長から

お答えいたしますので、私はその他についてお答えいたします。まずは、役場庁舎の建て替え位置についてですが、議員ご指摘のとおり、私は役場の移転を、今後10年から15年間の暫定的な移転ですけれども、つぎのような理由から海部病院の跡地を活用すべきであると考えていました。つまり、旧海部病院は新耐震で建設されており、簡易な改修で直ぐにでも移転が可能であること。また、町内外の移転希望者を集めると町の活性化に大いに役に立つこと、そして、学校・保育所・病院等が町の中心部から移転し、役場まで移転した場合、今後の牟岐町中心部の存続を考えた場合の整合性のある説明が難しいと思ったからです。しかしながら、役場庁舎移転建設等検討委員会には、牟岐町の主要な組織のメンバーが入っており、その各委員の総意として、また、牟岐町の将来を見据え、津波浸水区域から出て移転改築をなささいとの報告をいただいたと思いますので、そのご提案を尊重するのは当然のことかと思っています。今後、町内の皆様にご説明するとともに、議員の皆様のご意見も伺いながら場所の選定をし、議会の承認を得、用地取得を行い、できるだけ早期に移転改築を進めたいと考えています。通常は、庁舎建設プロジェクトチームを結成し、用地取得と並行し、基本構想を策定し、庁舎の必要面積や構造を確定し、地質調査、基本・実施設計の発注とともに用地造成、工事発注、竣工となります。一般的に基本構想で1年、地質調査・基本実施設計で1年半、建築工事で2年程要することから、着手から5年ほどかかると思います。ただ、現在は、PFIという手法もあり、設計施工・施設管理を一括発注できることから、現在の牟岐町にとり最も有利な手法を検討し、できるだけ早く竣工できるよう努めてまいりたいと考えています。しかしながら、現在、防災行政無線の整備が最優先事項であり、工事費として約3億5千万円程が必要です。また、庁舎建設には現時点で、国費や過疎債が使えないため、一般財源での対応となり、公債費では小学校と保育園の償還が平成36年までかかることから、財政的には平成35・36年以降の着手が適正かと考えていますが、必要経費を分割払いが可能なPFIなどの手法も検討しながら、できるだけ早く着手、竣工ができるよう行動を開始したいと思います。つぎに、巨大地震津波対策についてですが、空き家の現状につきましては、先程の一山議員の質問にお応えいたしました。現在把握している空き家数は236軒で、危険空き家の数は、把握はできてはいません。しかしながら、今年度より、再度、空き家の実態調査を始めており、その結果を踏まえたうえで、平成30年度に空き家対策計画を策定し協議会において、空き家の有効活用方法と除却の是非を検討しながら事業を進めてまいりたいと考えています。なお、補助金を活用した除却の実績といたしましては、平成28年度までに34軒実施しています。また、平成25年に制定されました『空き家等の適性管理に関する条例』は、これまで適用の実績はありませんが、防災上危険と判断される空き家については、所有者、管理者の

調査を行い口頭、文章等での指導を行っています。また、危険空き家解消のための、固定資産税の減免などの有効な施策についてですが、まず固定資産税の減免は国で定められた制度であり、市町村レベルで判断できるものではありません。したがって、現在、国において、空き家解体後の固定資産税の減免の継続について議論されていると認識しています。また、解体費用を当方が負担し土地を取得することは、原則的に土地等の不動産は行政的な使用目的があり取得するものであり、使用目的無く取得することは、現時点では考えていません。避難所については、後ほど総務課長からお答えしますので、つぎに、浄化槽の普及についてですが、浄化槽の設置は、過疎化・高齢化のため新築戸数が少なく、くみ取りや単独槽からの転換も含めた年間の設置基数は、ここ数年、一年間に10基前後で推移をしています。議員ご指摘のとおり、浄化槽人口普及率が50%程であるにもかかわらず普及が頭打ちの状況にあります。浄化槽の普及を促進するため、牟岐町の設置補助額は、県内でもトップクラスとなっており、自己負担額が少ない設置しやすい制度となっています。今後の取り組みについては、町、あるいは海部郡浄化槽一括契約協議会、建築士会等を通じ、設置補助制度等について周知し、浄化槽の普及につなげてまいりたいと考えています。なお、先程、議員から設置場所がないのが課題というふうな問題点もご指摘いただきましたけども、空き家を撤去して、そこに浄化槽を据えるというのは、一般的には市町村設置型というふうになるのかと思うのですが、この場合、市町村が施設を設置、管理、運営するというのは、人口が減少している中で、使用者の数が減ってくるということも予想されまして、非常に財政的に厳しくなってくるのが想定されますので、現時点では難しいかと思っています。つぎに、役場内の受動喫煙対策についてですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、他の先進国と同等の水準とするため、日本の受動喫煙対策の強化に向け、厚生労働省から、受動喫煙防止対策の強化に向けた『たたき台』が示されました。これによりまして、今後、庁舎建物内では禁煙となることが予想されます。藤元議員からは、平成28年12月定例議会でも、役場職員の喫煙について一般質問がありましたが、平成29年1月に役場庁舎北東部の屋外階段下の一部を囲いまして喫煙場所を確保し、職員にはこの場所での喫煙を指導しています。これにより分煙はほぼ完全にできていると認識しています。つぎに、タクシー利用助成事業についてですが、これは、先に樫谷議員のご質問にお答えいたしましたので、多くは省略させていただきますが、今年度の施行結果を踏まえ、先程申し上げましたように対象年齢を下げるとか、それから、要支援の方を対象に入れるとか、免許証の自主返納者を対象とするとか、そういうことは、今後検討しまして、また、その案をお示ししたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私からは、教員の残業時間の改善についてお答えします。この10月に県教育委員会により「公立学校教員の時間外勤務調査」が実施されまして、本町の教員の勤務実態が明らかになっています。その結果では、小学校で1週間の1人当たりの平均時間外勤務は、11.7時間、月にすると46.9時間。中学校では、週16時間、月では、64.2時間の時間外勤務となっています。小学校・中学校とも県の平均残業時間を下回っていますが、教員の中には月に100時間を超える勤務状況がありまして、改めて教員の業務改善の必要性を痛感しています。長時間勤務の改善策としましては、小学校では、できるだけ特定の教員に業務の負担が偏ることのないように、校務分掌の見直しを図るとともに、協働で業務にあたるような校内体制を構築することや、すべての教員が自分のその日の退庁時間を設定・明示して、見通しを持って毎日の仕事を行うことで、業務の効率化・簡素化を図る取り組みを始めています。また、中学校では、「みんなで声かけ合って、週10時間以内の超過勤務を目指そう」という努力目標を定めまして、休業日の部活動の運営など勤務時間を意識した働き方を進めているところです。6月議会のときにも申し上げましたが、教員の長時間勤務の問題は、個々の学校や教育委員会だけの努力や取り組みだけでは改善できる問題ではありません。県教育委員会は、今回の調査の結果を受けて、「検討チーム」を立ち上げ、教員の多忙化解消に向けた効果的な対策を打ち出すことになっています。また、文部科学省においては、教員の働き方改革について緊急対策をまとめる方針であると聞いています。こうした働きを見守りながら、本町としても、学校の業務改善の取り組みを一層推進し、教員がゆとりを持って、子ども達に向き合える環境づくりを進めていきたいと考えています。以上です。

枅富議長 浜内総務課長。

浜内総務課長 私の方からは、藤元議員の巨大地震津波対策についての一次避難所、二次避難所の質問について、お答えさせていただきます。一次避難場所及び二次避難所の数についてですが、議員のご質問の中にもありました地域防災計画の資料編、また、津波避難マップにも掲載していますが、津波避難の一次避難場所は、高台とか指定避難ビル等になりますが、61箇所です。昨年9月の定例会で、前総務課長から答弁がありました87箇所については、津波以外の土

砂災害とか、大規模火災等々の避難所も含まれていますので、これについて87箇所というのは、津波以外のものも含めた数となっています。つぎに指定避難所の二次避難所は建物となりますが39箇所あります、ただ、地震津波の避難所として限定しますと、10箇所になります。なお39箇所のうち地震津波の10箇所以外でも津波浸水区域外にある避難所、また、浸水区域内でも被害がなかった避難所などは、二次避難所として使用はできるものと考えています。つぎに一次避難場所の今後の課題ですが、避難場所の追加を含め見直しや整備が必要であると考えます。まず、ほとんどが高台であるため、地震による倒木などでの避難路の倒壊、夜間等での電灯等の確保、屋外であり雨天時を含めた防寒対策などが考えられます。これまでも避難路の舗装、手すりの設置、ソーラー型の電灯の設置、備蓄倉庫の整備や備蓄品の拡充等を進めてきましたが、まだまだ不十分です。今後も計画的に対策を進めていきたいと思えます。また、住民に対しまして、避難時に懐中電灯や避難袋を持参するなどの周知を図っていくことも大切であると考えています。二次避難所の収容人数については、地震津波の指定避難所10箇所の収容可能人数は4,670人です。町内の地震津波による被害想定としまして、避難所生活者数の算定、これは最大で2,100人と推定されています。したがって、収容人数は十分と言えませんが足りているものと判断しています。なお、10箇所以外でも指定二次避難所がありますので、震災時にはこちらにも収容はできるものと考えています。場所につきましては、小・中学校、海の総合文化センター、少年自然の家、各老人福祉施設、コミュニティセンターなどが避難場所となっています。つぎに住民への広報についての二次避難場所等の広報なのですが、今後、防災訓練とか、また、自主防災組織の会議などの機会をとらえまして、広報を図ってきたいと考えています。以上です。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 空き家数、236棟という答弁をいただきました。これは前回の議会でも先程も言っていましたけども、出羽島が含まれていないという話がありました。これはどういうことなのでしょう。ぜひ出羽島においても調査すべきではないかと思えます。なぜかという質問をします。それから、固定資産税、今ある家屋を撤去しますと優遇措置で、例えば、200㎡以下でしたら6分の1に抑えられていますね。それが家屋がなくなった途端に固定資産税が6倍化するということになるわけで、それが非常に経済的に大変だということで、壊すのをやめようかという一つの理由にもなっているわけです。先程、町長、市町村ではどうしようもないという話しをされましたけど、これ本当でしょうか。実際にやっているところがあるではないですか。調べていただいたらわかると思えますけど、あるわけですから、何らかの方法でできるのではないですか。税務課長どうですか。それをやっているところがあるので、国が決めることではできないということ、それは少し答弁がおかしいのではないかと、何らかの方法で実際にやっているところがあるのですからできるはずです。そのところどうしましょうか。わからないとなったら調べて答弁していただくということになりますけど、答弁していただけますか。今の点で。

枅富議長 福井町長。

福井町長 出羽島の空き家をなぜ数えていないかということですが、これはそこまで手が回っていないということもありますけど、今、出羽島は移住者が増えてきていまして、だんだん活用したいという方が増えてきている状況で、現段階でこちらの本土と比べて積極的に行政が、今、最優先であるべきことではなくて、その推移を見守りたいというふうな心情もあります。それと、固定資産税の件ですけど、大変恥ずかしいことなのですが、まだ市町村でやっているということを把握できていまして、今後、調査してできるものか、できないものかお答えしたいと思います。以上です。よろしくお願いします。

枅富議長 久米教育次長。

久米教育次長 出羽島の空き家調査の件について、補足させていただきます。もちろん、出羽島につきましては、重伝建の調査の時点で建物、住んでいるところ、住んでいないところ、納屋等にいたるまで全て調査は完了しています。空き家であるかどうか、所有者等についても地籍調査を行いながら進めています。ほぼ完璧に調査が済んでいるところでして、それを町の空き家数にカウントしているしていないについては、所管外ですので「調査は済んでいる。」ということでご報告だけさせていただきます。

柘富議長 藤元議員、具体的に質問の用紙を書いておかなければ、答弁、調べていないこともありますので。

藤元議員 そんな詳しいことを言っていない。できるか、できないかの話しです。

柘富議長 どこの分ですか。

藤元議員 固定資産税。

柘富議長 百々税務会計課長。

百々税務会計課長 固定資産税の減免については、地方税法に則りできる範囲が決まっています。災害、弱者対策、あと公共。他にもあるのですが、それを持って町で条例化し、それで執行することとなります。それに当てはめた場合は、減免が難しいということで解釈しています。以上です。

柘富議長 藤元議員。

藤元議員 繰り返しになりますけど、やっている市町村があるので、現実に

ね。だから方法があるはずなのです。条例の変更とか、そういう手続きが必要かも知れませんが、やろうと思えばやれるというふうに思いますので、そこからはもう一度研究していただいて、何らかの形で答弁をしていただきたいということをお願いして質問を終わります。